令和7年度調布市遊具長寿命化対策工事

調布市

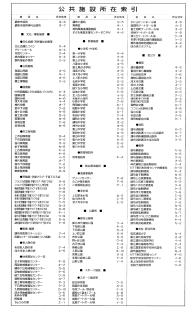


調製 (株)人文社 TEL (03) 3263-3605

調布市全図

1:10,000







@100

平成16年8月 調布市役所

		I	. 事	 設	<u></u> 計	書			
	設計者	主査		係長		課長補佐		課長	
令和' 一般	7年度 会計 款	土木費	項都市		目	公遊園	費	節 工事	請負費
	(実施)箇所	調布市西町717	′-5 ほか8箇〕	所		工具	事(委託)番号第	1 号
	令和7年度調布市遊具長寿命化対策工事								
	総コ	L. 費	¥						
				工事費	計	補助市費	¥ ¥		
			内訳	消費税材	目当額	補助市費	¥		
				総工	費	補 助 市 費	¥ ¥		
エ	期(実施期	引間) 令和 8	8 年 3	月 19	日				
			調	布	市				
	別紙のとおり								
施									
施工(実									
実施)理									
理由									

[工事件名] 令和7年度調布市遊具長寿命化対策 二二 ·		総	括	書	
種 別 内 訳	内容(数量)	金	額円	摘	要
直接工事費補助	一式				
直接工事費市費	一式				
【直接工事費計】					
共通仮設費計	一式				
【純工事費計】					
現場管理費	一式				
【工事原価計】					
一般管理費等	一式				
【工事費計】					
【工事価格計】					
消費税及び地方消費税の額	一式				
【請負目途額計】					

[工事件名] 令和7年度調布市遊具長寿命化					
[事業区分名]		事 総	拮	書	
工事区分・工種・種別	内容(数量	金	額円	摘	要
補助			1,7		
遊具長寿命化工事	一式				
遊具長寿命化工事	一式				
施設整備工	一式			第 1号表内訳のと	おり
直接工事費計					
共通仮設費 (率分)	一式			第 2号表内訳のと	おり
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費					
工事原価計					
一般管理費等					
工事費計					
工事価格					
消費税及び地方消費税の額					
請負目途額					

調 布 市 総 1-001

[工事件名] 令和7年度調布市遊具長寿命化				
[事業区分名]	工事	事 総 括	主書	
工事区分・工種・種別	内容(数量)	金額円	摘	要
市費				
遊具長寿命化工事	一式			
遊具長寿命化工事	一式			
土工	一式		第 3号表内訳のとお	3 9
舗装工	一式		第 4号表内訳のとお	5 9
直接工事費計				
安全費	一式		第 5号表内訳のとお	3 9
共通仮設費 (率分)	一式		第 6号表内訳のとお	3 9
共通仮設費計				
純工事費計				
現場管理費				
工事原価計				
一般管理費等				
工事費計				
工事価格				
消費税及び地方消費税の額				
請負目途額				

調 布 市 総 2-001

[工事名] 補助

第 1号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形状・寸法	数量	単位	単	価	金	額円	摘	要
:設整備工				<u> </u>			円		
施設整備工									
遊具設置工	複合遊具1								
		1	基						
遊具設置工	ブランコ1								
		1	基						
遊具設置工	ブランコ柵1								
		1	基						
遊具設置工	すべり台		#						
		1	基						
遊具設置工	複合遊具2	1	基						
		1	坐						
遊具設置工	複合遊具3	1	基						
光月初開了	F-1/-0								
遊具設置工	ブランコ2	3	基						
遊具設置工	ブランコ柵2								
过六队巨工		3	基						
遊具設置工	ステップ遊具								
		1	基						
遊具設置工	リンク遊具1								
		1	基						
ゴムチップマットA設 置工	1000*1000*45								
巨土		6	箇所						
 ゴムチップマットB設 置工	2000*2000*45								
jE		4	箇所						

[工事名] 補助 第 2号 種 別 内 訳 書 — 額 <u>円</u> 種 別・細 別・内 訳 形 状・寸 法 数 量 単位 単 価 要 金 摘 共通仮設費 (率分) 共通仮設費 (率分) 1.0 式

調 布 市 内 1-002

[工事名] 市費第 3号

種 別 内 訳 書

別・細 別・内 訳	形状・寸法	数 量	単位	単	価	金	額 円	摘	3
-									
:I									
床掘り	土砂								
		42. 4	m3						
埋戻し	土砂								
生庆し	1.49	21. 4	m3						
土砂等運搬	土砂 片道12.0km以下	9. 6	2						
		9. 6	m3						
土砂等運搬	土砂 片道1.5km以下								
		2. 0	m3						
土砂等運搬	土砂 片道1.5km以下								
		1.0	m3						
土砂等運搬	土砂 片道1.5km以下								
		1.8	m3						
土砂等運搬	土砂 片道12.0km以下								
		2. 0	m3						
土砂等運搬	土砂 片道12.0km以下								
工业分层水	上9	2. 0	m3						
土砂等運搬	土砂 片道12.0km以下	2. 0	m3						
		2.0	mo						
土砂等運搬	土砂 片道17.0km以下								
		0. 6	m3						
土砂等運搬	土砂 片道17.0km以下								
		2. 0	m3						
発生土処理費	指定処分(B)								
		4.8	m3						

実施細目様式-4の2 [工事名] 市費 第 3号 種 別 内 訳 書 額 円 種 別・細 別・内 訳 形 状・寸 法 数量 単位 単 価 要 金 摘 発生土処理費 指定処分(B) 18.2 m3

調布市

[工事名] 市費 第 4号 種 別 内 訳 書 額 円 種 別・細 別・内 訳 形 状・寸 法 数 量 単位 単 価 要 金 摘 舗装工 舗装工 ダスト舗装工 t=40 565 m^2

調 布 市 内 2-003

[工事名] 市費 第 5号 種 別 内 訳 書 — 額 円 種 別・細 別・内 訳 形 状・寸 法 単位単 要 数量 価 金 摘 安全費 安全管理員 交通誘導警備員費 交通誘導警備員B 23 人日

調

布 市 内 2-004

[工事名] 市費 第 6号 種 別 内 訳 書 — 額 <u>円</u> 種 別・細 別・内 訳 形 状・寸 法 数 量 単位 単 価 要 金 摘 共通仮設費 (率分) 共通仮設費 (率分) 1.0 式

調 布 市 内 2-005

[工事名] 補助					
	材 米	斗 品	調	書	
		I	1		
品名	形状・寸法・規格	数量	単位	摘	要
再生クラッシャラン	R C - 4 0	7	m3		
生コンクリート	18-8-20BB	13	m3		
複合遊具1		1	基		
ブランコ1		1	基		
ブランコ柵1		1	基		
すべり台		1	基		
複合遊具2		1	基		
複合遊具3		1	基		
ブランコ2		3	基		
ステップ遊具		1	基		
ブランコ柵2		3	基		
リンク遊具		1	基		
ゴムチップマット	1000*1000*45	22. 000	枚		

[工事名] 市費				
	材 米	斗 呂	調	書
品名	形状・寸法・規格	数量	単位	摘 要
スクリーニングス	2.5mm	29	m3	
表層安定剤	塩化カルシウム 防塵 ・融雪用	678.0	kg	
生石灰		4, 238	kg	

美施細目様式-40 [工事名] 市費	· -			
	材料品	調書	(処分	*費等)
品 名	形状・寸法・規格	数 量	単位	摘 要
受入料金	発生土 [指定処分(B)]	18	m3	処分費等
受入料金	発生土 [指定処分(B)]	5	m3	処分費等

調 布 市

特記仕様書

- (1) この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。) でいう特記仕様書でこの工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、 調布市若しくは市長と読み替えるものとする。
 - (2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
 - (3) 標準仕様書,特記仕様書の記載内容の優先順位については,特記仕様書,標準仕様書の順によるものとする。
 - (4) 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率(小数点第3位以下切捨)で表示した一覧表とする。
 - (5) 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7日以内に受注者に提出しなければならない。
 - (6) 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。 ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書と しては取り扱わないものとする。
 - (7) この工事の施工に当たっては、下記に示す図書(契約時の最新版)を適用とする。 ア 東京都建設局 「土木材料仕様書」
 - イ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」
 - ウ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
 - 工 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
 - オ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
 - カ 東京都建設局 「建設局標準構造図集」
 - キ 東京都建設局 「電子納品運用ガイドライン」
 - ク 東京都 「東京都建設リサイクルガイドライン」
 - ケ 東京都 「東京都建設泥土リサイクル指針」
 - コ 東京都電線共同溝整備マニュアル
 - サ 建設局土木工事積算体系図集
 - ※ア、ウ、オ、キ、サは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html)

※ク、ケは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html)

※コ及び標準構造図集(案)は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-6.html)

- (8) 標準仕様書,適用図書のうち,この工事に該当しない工事・項目については適用しないものとする。
- 本工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱は東京都財務局(建築工事と建物保全)のホームページから入手できる。
- 設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木工事編)」(東京都)によるものとする。
- 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号 化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵つきの ケース等を用いること。
- 受注者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を所轄労働基準監督署へ提出し、 確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 工事完成後,検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き,後片付け等のみが残っている期間については,主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお,検査が終了した日は,工事完了検査日とするが,検査員から補修の指示があった場合は,補修完了の確認の日とする。
- 本工事は、週休2日制工事である。受注者は、原則、現場閉所による週休2日制で施工すること。受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、施工方法は途中で変更することはできない。発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。週休2日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。
- 本工事は、工事情報共有システム利用対象工事である。 工事情報共有システムとは、書類、報告書等提出に際してインターネット上に設置した工事情報共有システムを利用して提出することをいう。システムを利用して提出する書類については、事前に協議して決定する。協議の結果、書類等の一部または全部についてシステムの利用が不可能な場合は、その書類について従来どおりの提出方法とする。
- 本工事で使用する遊具は、(一社)日本公園施設業協会・団体賠償責任保険に加入した製品とする。また、(一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に適合した製品とする。

- 本工事で使用するコンクリート二次製品は、調達が可能な場合、原則としてエコセメントを用いた製品を使用すること。また、エコセメントを用いた製品であることを証明する書類を監督員に提出し承認を受けるものとする。ただし、関係法令等の定めにより使用できない場合又はやむを得ない理由により使用が困難であると市が認める場合はこの限りでない。
- 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全工種
夜間作業	_

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

○ この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/ukeoi/index.html#kasekisai)

- 本工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計 図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月 31日法律第104号)によるものとする。
- 本工事から発生する発生土は、指定処分(B)として再利用するものとし、残土については下記の場所に搬出するものとする。

また,発生土の積込み・搬出にあたっては,コンクリート塊,金属くず等と分別し, これらの異物が混入しないよう搬出すること。

なお、搬出する民間受入地は関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を尊守して行なわれている民間受入地とすること。

- 搬出先:東京都調布市多摩川地内の再資源化施設 東京都稲城市大丸地内の再資源化施設
- · 運搬距離: 西町公園 約11.3km

きりん仲よし公園 約1.1km 上石原3丁目公園 約1.1km 多摩川5丁目児童遊園 約1.3km 染地みずき公園 約11.6km 八雲台市住児童遊園 約11.7約km 大けやき公園 約12.0km 菊野台きりかぶ公園 約13.6km 陵山公園 約15.9km ·搬出量 :普通土32.1m3

·搬出区分 : 昼間

搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、監督 員の承諾を受けること。

「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、適切に行なうこととする。

○ 受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)へのデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること。

また、受注者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」 (以下「CREDAS」という。)により「再生資源利用(促進)計画書(実施計画書)」 を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受けること。

(問い合わせ先)

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル2F

一般財団法人 日本建設情報総合センター (JACIC)

「建設副産物情報センター」

TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

HP http://www.recycle.jacic.or.jp

E-mail recycle@jacic.or.jp

○ 工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記 の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

ア再生資源利用計画書

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②砕石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- イ 再生資源利用促進計画書

(建設廃棄物処理計画書を兼ねる)

作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊,アスファルトコンクリート塊,建設泥土,建設発生木材,建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出す工事 ウ 搬入予定民間受入地届(民間受入地に搬出予定のものに限る。)

- エ 建設発生土搬出のお知らせ
- オ 建設発生土に係る許可証の写し(民間受入地に搬出予定のものに限る。)
- カ 産業廃棄物に係る許可証の写し(ただし,中間処理後に最終処分又はセメント等の 建設資材の原料としての再利用を行う場合は,中間処分業者の取引先の収集運搬業者 及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含め る。)
- キ 廃棄物処理委託契約書の写し(ただし,中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は,中間処分業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。)
- ク 運搬ルート図
- ケ 使用するマニフェストの様式
- コ 建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再 資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出、 1部を自ら保管すること。

サ 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

- シ 環境物品等使用予定(実績)チェックリスト
- ス 告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合,下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。(建設リサイクル法対象工事の場合)

- * 再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」 に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム(CREDAS)」に必要なデータ を入力して作成する。
- * 環境物品等使用予定(実績)チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/ index.html) からダウンロード などして入手する。

- 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに提出すること。
 - (1)リサイクル関係報告書に添付して提出するもの

- ア 再生資源利用実施書(工事しゅん工後1年間保管) 作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ
- イ 再生資源利用促進実施書(工事しゅん工後1年間保管) 作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ
- ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、「リサイクル阻害要因説明書」を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管すること。

なお, 作成対象となる要因は, 以下のとおりである。

- ①コンクリート塊,アスファルトコンクリート塊,建設泥土及び建設混合廃棄物を 工事現場から直接最終処分する場合。
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する,又は,焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。
- ③土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合。
- ④砕石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整砕石は除く)。
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(D交通の表層,低 騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する)。
- ⑥現場内で分別を行わない場合。
- エ 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合又は再資源化施設に搬出した場合,建設泥土の再資源化等実績書を2部作成し,1部を監督員に提出, 1部を自ら保管すること。

才 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

(2)環境物品等使用状況報告書

各環境物品等の種類に応じて使用実績チェックリストを添付すること。

また、本チェックリストの電子情報を格納した電子媒体も監督員に提出すること。

- * 再生資源利用[促進]計画書(実施書)は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」 に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム(CREDAS)」に必要なデー タを入力して作成する。
- マニフェストについては以下とする。
 - 1 マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬、処理を

行う。

マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は(財)日本産業廃棄物処理振興センター が運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者(受注者)がプリ ントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

2 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

3 リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない 品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)につい ては、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提出すること。

4 リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高 炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行した リサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提出すること。

- 本工事で使用する建設機械は、低騒音のものを使用すること。また、使用する建設機械(ディーゼルエンジン使用)の燃料は、JIS規格にあった軽油を使用すること。
- 過積載防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお,「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

- 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を尊守すること。
 - (1)ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2)自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少 装置着装証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出 すること。

- 工事記録写真撮影基準における「9工事記録写真の撮影基準⑤」については、以下に よることとする。
 - ⑤ 請負者は、写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した黒板等を被写

体とともに写しこまなければならない。

なお, 黒板の判読が困難な場合には, 別紙に必要事項を記入貼付するものとする。

- (イ) 工事件名
- (口) 工種等
- (ハ) 測点(位置)
- (二) 設計寸法
- (ホ) 実測寸法
- (へ) 略図
- (ト) 撮影日

○ 遊具の設置

- 1 遊具の設置に当たっては、設計図によるほか、監督員と協議のうえ、施工すること。
- 2 組立てを伴う遊具は、その遊具を製造した業者による施工とすること。それ以外については、監督員と協議のうえ、施工すること。
- 3 施工後,基礎周辺の陥没及び設置物の傾斜など,不具合が生じないように十分な転 圧をすること。
- 個人情報の取扱いについては、調布市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務 に関して知り得た個人情報は全て調布市の個人情報であり、調布市の許可なく複写、複 製又は第三者へ提供してはならない。
- 電子情報の取扱いに関して、請負者は東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準(平成24 年7 月1 日施工)と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。

なお、請負者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより調布市が 被害を被った場合には、調布市は請負者に損害賠償を請求することが出来る。調布市が 請求する損害賠償額は、調布市が実際に被った損害額とする。

- 区画線の施工管理については、現場持込み数量及び工事完了後空缶(袋)数量は、監督員の確認を受けるものとする。
- 工事完了後、竣工検査終了後、速やかに竣工図を提出すること。

A3マイラー原図・・・・1 部

CD····1 部

○ 受注者は工事着手後に条件が異なった場合には、関係資料を作成の上、監督員と協議 するものとする。

工事施行の適正化に関する特記仕様書

1. 入札·契約関係事項

- (1) この工事の入札(又は、見積の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)入札の結果,この工事を落札した場合は,他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込又は指名を受けているときは,直ちに,その工事案件について適格な技術者への変更又は入札の辞退を申し出なければならない。ただし,この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は,この限りではない。

2. 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

- 3. 適切な現場代理人, 監理技術者等の配置
 - (1) 現場代理人は,受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。 なお,監理技術者等と兼任する場合は,監理技術者等の規定を適用する。
 - (2) 受注者が事業協同組合の場合にあっては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者出なければならない。
 - (3) 受注者は、建設業法第26条第3項に基づき設置する専任の監理技術者を配置する場合であって、当該監理技術者が所持する監理技術者資格者証が平成16年3月1日以降に交付された者について、「現場代理人通知書及び主任技術者等通知書」(「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」)に当該監理技術者が受講した監理技術者講習修了証の写しを添付して、発注者に通知しなければならない。

また、当該監理技術者は、監理技術者資格者証と合わせ、監理技術者講習修了証を常時携帯し、監督員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

ただし、平成16年2月29日以前に国土交通大臣が指定する講習(以下、「指定講習」という。)を受講し、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、指定講習の終了証を監理技術者資格者証と同一の大きさまで適宜縮小した写しを携帯すればよい。

- (4) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者(以下「補助技術者」という。) を配置するものとする。
- ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者 名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければなら

ない。

- イ 補助技術者は、下請負者(二次下請負以下を含む。)と雇用関係を有している者を配置 してはならない。
- (5) 受注者が共同企業体にあっては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を配置し、全 ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同 種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

4. 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄 警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行 わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実に行わなければならない。
- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握 し、作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を 行い、作業員全員に伝わるようにしなければならない。
- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあっては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

5. 下請負の適正化

- (1) 下請負者が,請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い, 工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを,原則として請負者は認めてはなら ない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の 担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの 責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施 できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用者とする者と 下請負契約を締結するものとする。

- (5) 受注者は、主たる工種に係わる主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 請負者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

また,共同企業体の預金口座については,共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

6. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1)施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に 従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレー ター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委 託契約についても記載するものとする。
- (2) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員 及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって 応じなければならない。
- (3) 施工体制台帳には、別に定めた様式(東京都建設局「請負者等提出書類処理基準・同 実施細目(別記様式甲第143号)」)に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (4) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。
- (5) 主任技術者を配置する工事(下請負金額の総額が4000万円未満)についても、施工体系図の作成・掲示・提出に関する事項を適用するものとする。

7. 施工計画書

- (1) 施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、請負者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、 監督員の指示に従うものとする。
- (2) 大規模工事,特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては,施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合,最初の施工計画書には,少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに,前項に基づき提出しなければならない。

なお,後続の工事に関する施工計画書については,当該工事の施工前に,工期に遅れが生じない期間内又は監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

- ア 全体の実施工程の概要
- イ 現場組織・施工体制の概要
- ウ 緊急時の体制
- エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

8. 工事実績データの作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事 実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事実績情報 として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の署名・捺印を受けたうえ、受注時 は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があっ た日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は工事完了後、土曜日、日 曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また,(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には,その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。